

## 文京区日中短期入所事業に係る運営規程・契約書・重要事項説明書

文京区日中短期入所事業を行うためには、新たに運営規程と契約書・重要事項説明書の作成が必要となります。以下の点に配慮して運営規程と契約書・重要事項説明書の整備をお願いします。

### 1 運営規程について

宿泊を伴う短期入所と内容が相当部分重複しますので、宿泊と扱いが異なる事項のみを記載し、「その他は宿泊と同内容とする」と規定するという形で対応されても差し支えありません。

#### (1) 「事業の目的」に以下の内容を盛り込む

【表記例】

この規程は、\_\_\_\_\_法人\_\_\_\_\_が開設する\_\_\_\_\_（以下「事業所」という。）が行う文京区日中短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために…

#### (2) 「利用者から受領する費用の額」に以下の内容を盛り込む

【表記例】

提供した日中短期入所サービスが代理受領のサービスであるときは、支給決定障害者等から日中短期入所サービスにかかる費用の1割の額を利用者負担額として受けるものとする。ただし、文京区から利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額を利用者負担額として受けるものとする。これらの負担額の徴収は、文京区長が定めた月額負担上限額の範囲内とする。

### 2 契約書・重要事項説明書について

宿泊を伴う短期入所と内容が相当部分重複しますので、宿泊と扱いが異なる事項のみ記載した「契約書別紙」「重要事項説明書別紙」という形で対応されても差し支えありません。

#### (1) 「契約書の表題」、「契約の目的」、に以下の内容を盛り込む

【表記例】

##### 文京区日中短期入所サービス契約書

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」といいます。）と\_\_\_\_\_（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う文京区日中短期入所サービス（以下、「日中短期入所サービス」）といいます。）について、次のとおり契約します。

##### 第1条（契約の目的）

この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的とした日中短期入所サービスについて定めます。

## (2) 「重要事項説明書のサービス内容」に以下の内容を盛り込む

【表記例】

文京区日中短期入所サービス	地域における生活が継続できるよう、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行う
---------------	---

## (3) 「契約書・重要事項説明書の利用料金」に以下の内容を盛り込む

【表記例】

日中短期入所サービス利用に対しては、文京区より、日中短期入所給付費が支給されます。この日中短期入所給付費は、本事業所が代理受領致しますので、利用者から受給証の記載内容に基づき、ご利用者負担額をお支払いいただきます。

月額負担上限額は、\_\_\_\_\_円とします。

利用者が文京区から利用者負担減額の決定を受けている場合には、事業者が利用者に代わって文京区から減額分の支払を受け、減額後の利用者負担額をお支払いいただきます。

ただし、利用者が、日中短期入所給付費の代理受領を望まない場合(償還払い)は、日中短期入所給付費の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて文京区に申請すると日中短期入所給付費が支給されます。

## (4) 「契約書・重要事項説明書の苦情・相談窓口」に以下の内容を盛り込む

【表記例】

当事業所以外に、文京区の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	文京区福祉部障害福祉課
電話番号	03-5803-1214・1219
受付時間	月～金 8時30分～17時15分

また、文京区社会福祉協議会に設置された権利擁護センター「あんしんサポート文京」においても文京区と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしんサポート文京」
電話番号	03-3812-3156
受付時間	月～金 8時30分～17時15分

加えて、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても文京区や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9～17時